

# A I 電話自動応答システム導入・運用業務委託に係る入札説明書

(内訳)

入札説明書

別紙 1 仕様書

別紙 2 契約書 (案)

別紙 3 一般競争入札参加資格登録申請書等

別紙 4 入札保証金説明書

別紙 5 入札書・委任状

別紙 6 質問票

## 留意事項

- ① 質問事項がある場合は、令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午後 3 時までに税務課企画徴収班あて提出してください。
- ② 質問事項への回答については、令和 8 年 3 月 11 日 (水) 午後 3 時までに沖縄県ホームページ上に掲示します。質問がない場合は掲示しません。  
掲示期間は、令和 8 年 3 月 16 日 (月) 午後 3 時までとします。

〈質問書提出先・問い合わせ先〉

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県総務部税務課企画徴収班

TEL 098-866-2101 FAX 098-866-2709

Mail aa007005@pref.okinawa.lg.jp

## 1 入札に付する事項 A I 電話自動応答システム導入・運用業務委託

- (1) 契約方法 一般競争入札とする。
- (2) 契約期間 令和8年5月1日から令和8年6月30日まで
- (3) 入札金額 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札金額 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- (5) 入札書提出日時及び場所 令和8年4月1日（水）午後1時半 沖縄県庁舎5階第1会議室
- (6) 開札日時及び場所 令和8年4月1日（水）午後1時半 沖縄県庁舎5階第1会議室

## 2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年3月2日付け沖縄県ホームページ掲載のA I 電話自動応答システム導入・運用業務委託に係る一般競争入札の公告による入札参加資格を有すると認められた者

## 3 入札参加資格登録申請等に必要な書類

別紙3「入札参加資格登録申請書等」による。

## 4 入札保証金に関する事項

別紙4「入札保証金説明書」のとおり

## 5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (5) 最低制限価格は設定しない。

**6 入札執行人及び立会人** 沖縄県総務部税務課職員

**7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地**

- (1) 名称 沖縄県総務部税務課企画徴収班
- (2) 所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2101

**8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

**9 入札書及び委任状の様式について**

別紙5「入札・委任状」のとおり。

**10 入札執行の日時及び場所**

令和8年4月1日（水）午後1時半 沖縄県庁舎5階第1会議室

**11 その他入札の無効**

- (1) 入札の無効 次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
  - ア 入札参加資格のない者のした入札
  - イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - オ 入札書の表記金額を訂正した入札
  - カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - キ 入札条件に違反した入札
  - ク 連合その他不正の行為があった入札
  - ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
  - ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。
  - イ 国（独立行政法人、公社および公団を含む。）または地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
なお、この場合、履行した契約に係る契約書の写しも提出するものとする。

※「過去2年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2年間である。したがって、入札日（令和8年4月1日）以前に、契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。契約締結日に関する期間の制限はない。

※落札者が支社等の場合、当該支社が締結した契約のみが対象となる。

## 12 再委託の制限について

県から委託を受けた業務を再委託※する際は、再委託をする事前に申請書を提出し、承認を受ける必要があるため留意すること。

再委託が可能な業務の範囲や金額、委託先等については制限があるため、契約書案及び仕様書を確認すること。

※「再委託」とは、契約の履行にあたり、履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）または請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

委託用務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

なお、物品納入契約の履行に必要な物品の仕入れ、製造・請負契約の履行に必要な原材料・資機材等の買入れ又は借入れは、再委託に該当しない。